

横浜地方裁判所委員会(第6回) 議事概要

1 日時

平成17年5月24日(火) 午後2時00分～午後4時05分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員長】浅生重機, 【委員】岩田好二, 小山内いづ美, 加藤隆, 川島徳道, 木村良二, 後藤ヨシ子, 佐々木勲, 佐々木善三, 鈴木由美, 中村行宏, 中村れい子, 平原史樹, 松尾昭一, (五十音順, 敬称略)

(山田直子委員は欠席)

(事務担当者)

山崎学裁判官, 横浜地方裁判所事務局長, 同民事首席書記官, 同刑事首席書記官, 同総務課長, 同総務課課長補佐, 同総務課庶務第一係長

4 テーマ

「模擬裁判員裁判の感想その他について」

5 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員(岩田好二委員, 佐々木善三委員) 自己紹介

(3) オブザーバーの参加について

委員長から, 模擬裁判で裁判長役であった山崎裁判官がオブザーバーとして参加することを説明した。

(4) テーマについて(発言者/■委員長, ○委員, ●オブザーバー)

はじめに, 本日オブザーバーとして参加している裁判官から, 裁判員制度の概要について説明をした(省略)。

- 裁判員を選出する過程は、選挙人名簿から候補者を選び出す過程、待機していただく過程、そしていよいよ裁判所においていただきたいとお願いし、候補者としていろいろ質問等にお答えいただく過程等、6人の方が裁判員の席に着くまでに長い時間がかかるが、それだけ大事な手続なので、円滑に行うことがこれからの課題である。

裁判員制度については、制度の趣旨をどのように国民の皆さんに知っていただいたらよいのかということがある。そのためのキャッチフレーズ等を募集しているが、PR活動を開始する際に、どのようにしたら国民の皆様にこの制度を受け入れてもらえるのかと悩んでいるところである。

今から20年ほど前に、裁判所では、刑事裁判制度を見直しても良いのではないかということで、諸外国の陪審員制度等を参考にしようと、若い裁判官を派遣するなどして研究を始めた。その後20年間の世の中の変化は非常に大きく、今回の裁判員制度につながったものと思う。裁判員制度は、国民の皆さんに裁判にかかわっていただくという制度であり、国民の皆さんの声から出てきたものであるから、裁判所としても工夫や努力をしていく。地裁委員会の皆様にはそのための御意見をいただいて、これを制度の実現に向けて役立てていきたいので、よろしくお願ひしたい。

県下では、概算して、裁判員の候補者になりそうな人が年間約1万人になる。この1万人の方には、今後1年間裁判員になっていただく可能性があるので、そう思って待機していただくということになる。その間、候補者の方には、裁判を知るために裁判所の広報行事等に参加していただくことも考えられよう。そういった裁判員として参加する前の準備として、必要なことがあるだろうか。

- 県内で1万人が候補者となるという問題もあるが、それよりも、裁判員制度は、今後ともずっと行われていくわけであり、裁判を理解するには論理的思考が必要であると思うのでそのためには、子どものころからの教育が必要である。それぞれの立場になって意見を言えるようなトレーニングをしていくことを、小学生からの教育に取り入れるとよい。

■ トレーニングは一般の人に必要だろうか。

○ 今回の模擬裁判を経験しての感想だが、裁判員を経験することによって、司法に対する見方や考え方が変わり、身近になったと思う。

模擬裁判の評議の際は、頭の中が整理できず、1日で全部終えるのはきつかった。自分の中で整理をする時間は必要で、整理できないと、他人の意見に左右されることもあると感じた。

裁判を身近に感じてもらうには、事前に体験してもらい、裁判に慣れてもらうことを検討した方がよいと思う。

■ 裁判員の候補者には、希望によって裁判を傍聴等してもらうことは必要か。

● 当庁でも見学ツアー等を実施しているが、更に、今後裁判に触れていただく機会を増やすように考えたい。

○ 今回は、裁判員を含めて全員緊張したと思う。事前に説明を受けていても、実際の裁判の展開がどのようなものか知らないのが戸惑いがあった。公判がどんな順序で行われるのか分からない上に、資料も次々に出てくるので、資料に目次を付けたり、あるいは検察官、弁護人が主張したい箇所に付せんや傍線を付すなどの工夫がほしい。また、画面に写し出された資料と同じものが手元にあるとよい。さらに、それら資料の読み方を事前に教えてもらうことも必要だと思う。

法廷で話を聞き、画面を見、資料も読み、質問までするのはお釈迦様でも難しいと思う。

評議の際には量刑について過去の事例を教えてもらったが、一般的な例や、限界的な例、あるいは今回扱う事件と同じような事件の例等の説明もしてほしい。

殺人の故意を認めるのにためらいがあり、軽々しく認めて良いのかと悩んだ。

今回の経験で、ある程度の見通しというか、裁判員制度を理解する上での輪郭が与えられたと考える。

刑事裁判では、「合理的疑い」を基準にして有罪無罪を判定するということが、この基準の使い方について訓練ができていないので、職業裁判官と初めて裁判を行う人との心理的なズレがある。

- 評議について、裁判官は少し遠慮があったように見えたが、その点ほどのように考えているか。
- 模擬裁判の担当裁判官として、今回はみなさんに自由に意見を言ってもらいたいと思った。なるべく白紙の状況で裁判に臨んでもらって、良いところや悪いところを見ていただきたい。裁判所があまり懇切丁寧な説明をすると、かえって事実がみえなくなってしまうかもしれないと思った。裁判員がリラックスし、その心理的負担が軽減されるにはどうしたらよいか。法廷のインパクトには、我々裁判官もたじろぐことがあるので、裁判員が突然法廷に座るということは大変であると思う。
- 毎回模擬裁判を行うのは裁判所も裁判員役の人も大変であるので、他で行われた際の映像等を巡回して見てもらい、疑似体験をしてもらう方法もあるのではないか。

法廷が開始される前に証拠を事前に見ることができ、事件の概要を自分なりに知っておけば裁判員も落ち着いて裁判に臨めるのではないか。

法廷で証拠等を見、さらに、尋問を聞きながらではあたふたするばかりだ。実際に証人に質問したいことも、頭の中を整理できないまま聞いているので、聞き逃したことなどが後で出てくる。公判前整理手続でどこまで絞り込むかという問題が弁護士会からも出ていたが、それに縛られない範囲で、事件の概要が分かれば裁判員が落ち着けるのかなと思う。

- 今の刑事裁判は起訴状一本主義である。裁判官も前もって知識を与えられない。法廷ではじめて起訴状以外の資料を見ることになっている。
- 事前の概要説明等は現行法ではできないので、今回はそれを踏まえて、法廷でお渡しする方法をとった。
- 裁判官が言うようには、素人はできないと感じた。
- これは問題として残るところである。起訴状一本主義は残るので、制度

を変えていく必要があるのか。事前に概要を説明することは大変難しい。しかし、公判前に争点を整理するならば、事前に概要説明するくらいはという考えも当然出てくるところだ。個人的にはそれも分かりやすいと思うが、法曹関係者間で話し合わなければすぐにはできない、難しいところである。

■ 刑事裁判は約束ごとが多くて、縛りが強い。刑事の裁判分野では、民事と違って皆が理解したからそれをもって、例外扱いでよいというわけではない。予断排除の原則は法律解釈の問題であり、弁護人の立場からすると心配になろう。法律の枠の中で行うことなので簡単には行かない。裁判員裁判の例外措置はどのように認めていったらよいのだろうか。

○ 裁判員は公判で提出される資料をじっくり見たいということだと思う。評議を見ていて、まだこなれてないだろうなという状況で判断をしたと思う。

■ 裁判員が審議に追いつけないスピードで公判が進んでいた。裁判員が何か聞こうとしても材料を探す暇もない。事前に資料を見ておけば、疑問も持ちようがあるという意見と理解した。

○ 証拠採用された後に、警察に話したことや、検事に話したことなどが束になって裁判員に入って来る。法廷で聞いても何がなんだか分からなくなる。その後評議に入ると、後でもう一度証人に聞くということもできない。その点の制度の改革があればよいのと思った。

● 今は、書証を取り調べた後に、証拠として裁判所に提出するが、要旨の告知のときに書証が手元にあると分かりやすいと思う。公判前整理手続で証拠採用の決定をしているので、今後は同意書証を要旨の告知前に提出する等工夫の余地があるかもしれない。

○ 議論慣れしていないので、きちんとした意見を言えたのか心配である。裁判中に資料が回ってきたが、この資料を読んでよいのかと迷っている内に裁判が進んでしまい、迷っている間の話は分からなくなってしまう。資料の内容を前に遡って知りたいときもあった。モニターの資料も手元にあ

れば分かりやすいと思った。

傍聴経験は2回あるが、初めての方は法廷に入っただけで緊張してしまう。今回経験してみて、裁判長が自分の顔を見て意見の有無を尋ねてくれるので意見が言いやすかった。

私は、評議では殺意の点で意見を翻したが、殺意も一瞬だけならだれでも起きる場合もあるかもしれない。

評議の結論が自分の意見で決まってしまうのかと思うと気になる人もあると思うので、今後裁判員によっては、心のケアなどもしてもらえるとよいのではないかな。

さらに、被告人の心理については、その人の立場になって考えるように言われても、酔った経験がないのに酔った人の心理にはなれない。

しかし、いろんな人がいて、人それぞれの人生で考えも違うので、その心情を分かるのは不可能ということ的前提にすれば、「客観的事実から合理的に考えてください。」と言われたことがよく理解できた。

なお、資料に丁数を打ってもらえれば見ていて分かりやすいと思う。

- 審理が長くなったのは、殺意の有無について意見が分かれたからである。殺意の定義については、検察の意見と自分の意見が最初から合ったので、そこで自分に思いこみが生じるとその後の審理に影響が出てくることから、頭を切り替える必要があると思った。また、裁判官と意見が合うと「正解かな。」と感じてしまったりする。実際は正解というものがあるわけではないし、場合によっては無罪が出る可能性もあるので、殺意の認定によって結論が変わるということが分かった。例えば、被害者が死なずに傷害であったら殺人未遂であったかどうなのか。時間をおいて考えると評議の際と結論が変わる可能性もあるので難しいと感じた。
- 裁判員として、今回はすごく貴重な経験をした。殺意については偶発的という可能性もある。自分としては無罪かと思っていたので、裁判官が殺意の定義をどのように考えているのか知りたかった。「これをやったら危ない。」という行為で考えるのか、また動機があればよいのか、さらに、結果

が予測されたら殺意なのか。偶発的とは何をもって判断すればよいのか。

事実認定と量刑を分けて考えることや、判決に生かせる知識をもっと勉強しておくべきだったと思った。自分の意見がきちんと固まっていなかったのも、他の信頼できそうな人の意見になびきそうになってしまった。

今後、公的機関や、図書館または企業に裁判員制度のビデオを置くことができれば、それを活用することができ、裁判所の骨折りがなくてもよいのではないか。

審理で、パワーポイントの図面が全て手描きであったが、現場写真をパワーポイントに取り込めたら、薄暗さや距離関係が計れて、時間も節約できる。

○ 補充員として参加した感想を述べる。

今回は、いきなり当選した一般の裁判員でなく、ある程度トレーニングしたメンバーだったので、レベルが高かったと思う。今後は、普通の人で構成された裁判員であれば、平均的思考による結論が出るかも知れない。

また、審理は非常に早口で、展開が早いと感じた。初めての人はついて行けないのではないか。また、業界用語を減らして、みんなが理解できるシンプルなシステムを作ってもらいたい。若い人には教育によって今から準備態勢を作っておくことが必要ではないか。

○ 評議の遅れは検事にも責任がある。本来なら必ずある証拠がないということが、評議が紛糾した原因である。裁判所から許してもらえれば、今後は資料をそろえて評議に臨みたい。裁判官も検察官も修習生時代から、どういう証拠があれば殺意を認定できるのかといった訓練を受けてきており、そこには暗黙の了解があると言える。今後、実務上の殺意の認定の仕方について、説明をしていきたい。

裁判員制度の広報として、法務省は中村雅俊主演・監督の広報ドラマビデオを作成したので、配布していきたい。

模擬裁判は、裁判所と弁護士会がまた行いたいということであれば、検察庁もぜひ実施したいと考えている。

- 模擬裁判における説明が映像を使用し、分かりやすく行われたことは問題を共有するために大変有意義であった。判断は異なっても事実の認識を一致させることは重要で基本と思われる。私は「殺意はない」と考えたが、裁判官の判断はもっとシビアだと分かり、改めて殺人事件のような極限の事象を裁く難しさを感じた。一つの事実に対し複数の解釈が生まれるのは仕方がないが、一般の方が係わっていくためには、問題点の共有や納得に至る丁寧なプロセスが必要と感じた。また、私たちにも裁きの一端を担う忍耐強い責任感というか「新たな市民性」が要求されると感じた。
- 模擬裁判は今回が初めてである。リハーサルで問題になったこと等の改良をして実施した。それでも今回のような御意見があり、それらは今後の課題である。これからどうしていけば裁判員制度を実施できるか、それぞれの立場の方に相談して実現していきたい。

模擬裁判はその中身の改良も問題であるが、教育訓練のためにも有意義である。

今後は一般の方にも裁判員役を担ってもらうことを考えていく必要があるが、今回の経験を踏まえて、どのようにしたら裁判員として参加しやすいかを検討していきたい。

(5) 次回期日

平成17年11月8日（火）午前10時から午後零時まで（大会議室）

(6) 次回のテーマ

「裁判員制度への国民の積極的な参加を実現するために、今後裁判所として広報活動を進めるに当たりどのような点を考慮すべきか」

以 上